

24監第8号

平成24年8月21日

大町市長 牛越 徹 様

大町市監査委員 山下 好 隆

同 荒 澤 靖

平成23年度大町市財政健全化審査及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成23年度大町市財政健全化審査及び経営健全化審査を実施したので、別紙のとおり意見書を提出します。

平成23年度財政健全化審査意見書

1 審査の対象

平成23年度決算に基づく健全化判断比率

①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率

2 審査の期日

平成24年8月8日

3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総括意見

審査に付された下記の健全化判断比率は、いずれも適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

健全化判断比率	平成23年度	平成22年度	平成21年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	—	13.19
②連結実質赤字比率	—	—	—	18.19
③実質公債費比率	16.2	18.0	18.0	25.0
④将来負担比率	66.3	78.2	78.2	350.0

(注) 「—」の表示は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを示す。

平成22年度の実質公債費比率の数値は、当該年度における報告数値である。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

一般会計等の実質収支額が669,722千円の黒字であるため、実質赤字額はなく、標準財政規模10,952,813千円に対する比率は、マイナス6.1%で、早期健全化基準の13.19%を下回っており良好な状態を示している。

②連結実質赤字比率について

すべての会計の実質収支額及び資金剰余額を合算すると、2,305,799千円の黒字であるため連結実質赤字額はなく、標準財政規模10,952,813千円に対する比率は、マイナス21.1%で、早期健全化基準の18.19%を下回っており良好な状態を示している。

(単位：千円)

会 計 名	金 額	前年度	対前年増減
一般会計等実質収支額	669,722	654,983	14,739
国民健康保険特別会計 実質収支額	77,066	139,320	△62,254
後期高齢者医療特別会計 //	1,099	594	505
公共下水道事業特別会計 //	43,883	61,198	△17,315
農業集落排水事業特別会計 //	5,692	4,420	1,272
公営簡易水道事業特別会計 //	775	4,499	△3,724
指定訪問看護事業会計 //	31,941	40,224	△8,283
小 計	830,178	905,238	△75,060
水道事業会計資金剰余額	579,654	538,955	40,699
温泉引湯 //	188,402	166,383	22,019
病院 //	707,563	518,994	188,569
連結実質黒字額合計	2,305,797	2,129,570	176,227

・指定訪問看護事業会計の実質収支額は、前年度からの剰余金と当年度収入額を加えた66,888千円から支出額34,947千円を控除した差額31,941千円である。

・水道事業会計は、流動資産703,584千円から流動負債123,930千円を控除した差額579,654千円が比率算定上の適用金額である。

・温泉引湯事業会計は、流動資産203,775千円から流動負債15,373千円を控除した差額188,402千円が比率算定上の適用金額である。

・病院事業会計は、流動資産1,180,046千円から流動負債472,483千円を控除した差額、707,563千円が比率算定上の適用金額である。

この比率は、資金不足状態を算定対象としているため、累積欠損額2,397,771千円は、算定上含まれていない。累積欠損金解消は大きな課題である。

③実質公債費比率について

実質公債費比率は、標準財政規模（公債費等に対する交付税措置額控除後）に対する公債費の比率で、平成23年度の単年度では14.3%となるが、実質公債費比率は、3

ケ年平均で算定することとされているため、平成 21 年度から平成 23 年度までの平均では、16.2%（21 年度 17.5%、22 年度 17.1%、23 年度 14.3%）となり、早期健全化基準(25.0%)を下回り、前年度に比較して 1.8 ポイント改善されている。

公債費償還のピークとされていた平成 23 年度が終了したことや、繰上償還によるものであり、起債発行に許可が必要な基準である 18.0%をようやく下回り、協議制に移行となった。

④将来負担比率について

将来負担額は、31,925,238 千円で前年度と比較して 2,147,870 千円減少している。

(単位：千円)

項目	負担額	前年度	対前年増減
一般会計等の地方債現在額	16,098,568	17,524,659	△1,426,091
債務負担行為に基づく負担見込額	73,678	88,165	△14,487
公営企業債等への繰入見込額	12,691,246	13,295,963	△604,717
退職手当負担見込額	3,047,167	3,099,141	△51,974
広域連合等への負担見込額	14,579	65,180	△50,601
将来負担額合計	31,925,238	34,073,108	△2,147,870

一方、充当可能財源等は 26,182,811 千円で前年度と比較して 1,027,007 千円減少している。

(単位：千円)

項目	金額	前年度	対前年度
財政調整基金など充当可能基金	2,848,350	3,017,641	△271,390
都市計画税など充当可能特定財源	1,521,676	1,609,463	△87,787
基準財政需要額算入見込額(交付税措置見込額)	21,812,785	22,582,714	△769,929
充当可能財源合計	26,182,811	27,209,818	△1,027,007

将来負担比率は、上記の将来負担額 31,925,238 千円から充当可能財源 26,080,712 千円を控除した残額 5,742,427 千円（将来負担すべき実質的な負債）が、標準財政規模 10,952,813 千円から算入公債費等の額 2,303,369 千円（公債費等に対する交付税措置額）を控除した残額 8,649,444 千円に対してどの位の割合になるかの比率で、66.3%となり、早期健全化基準の 350%を下回り前年度に比較して 11.9 ポイント改善されている。

- (3) 是正改善を要する事項
特に指摘すべき事項はない。

平成 2 3 年度公営企業会計経営健全化審査意見書

1 審査の対象

平成 2 3 年度決算に基づく資金不足比率

2 審査の期日

①水道事業会計	平成 2 4 年 6 月 2 9 日、8 月 8 日
②温泉引湯事業会計	平成 2 4 年 6 月 2 9 日、8 月 8 日
③病院事業会計	平成 2 4 年 7 月 2 日、8 月 8 日
④公共下水道特別会計	平成 2 4 年 7 月 3 1 日、8 月 8 日
⑤農業集落排水事業特別会計	平成 2 4 年 7 月 3 1 日、8 月 8 日
⑥公営簡易水道事業特別会計	平成 2 4 年 7 月 2 0 日、8 月 8 日

3 審査の方法

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総括意見

審査に付された下記の資金不足比率はいずれも適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率		平成 2 3 年度 (%)	経営健全化 基準 (%)	平成 2 2 年度 (%)
法 適 用	①水道事業会計	—	20.0	—
	②温泉引湯事業会計	—		—
	③病院事業会計	—		—
法 非 適 用	④公共下水道特別会計	—		—
	⑤農業集落排水事業特別会計	—		—
	⑥公営簡易水道事業特別会計	—		—

(注) 「—」の表示は、資金不足額がないことを示す。

(2) 個別意見

資金不足比率は、各公営企業の資金不足額が各事業規模に占める割合を示すものである。

① 水道事業会計

流動資産から流動負債を差し引いた資金の剰余額は579,654千円で、資金不足はなく、経営健全化基準20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。

② 温泉引湯事業会計

流動資産から流動負債を差し引いた資金の剰余額は188,402千円で、資金不足はなく、経営健全化基準20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。

③ 病院事業会計

流動資産から流動負債を差し引いた資金の剰余額は707,563千円で、資金不足はなく、経営健全化基準20%の範囲内である。しかしながら、多額の累積欠損金をかかえており解消に向け総合収支の改善に一層の努力をすることが必要である。

④ 公共下水道特別会計

歳入額から歳出額を差し引いた資金の剰余額は43,883千円で、資金不足はなく、経営健全化基準20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。

⑤ 農業集落排水事業特別会計

歳入額から歳出額を差し引いた資金の剰余額は5,692千円で、資金不足はなく、経営健全化基準20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。

⑥ 公営簡易水道事業特別会計

歳入額から歳出額を差し引いた資金の剰余額は775千円で、資金不足はなく、経営健全化基準20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。